

四 過勤午後十二時止ハ金三十千
 三 利益金ヲ生シタル時ハ利益金ノ五分ヲ年三四ニ貴典トシテ今割支給ス
 二 大入ハ左ノ通り支給ス
 一 日金百五十円以上ノ妻上ノリタル時ハ六十以上ノ子五円増ス女ニ五キリヲ比罪ス
 一 病氣不幸ノ兵後ノ為ノ欠勤ハ其ノ場合ニ依リテ協試ス
 六 月一回協試ニ支障ナキ限り交互ニ公休ヲ支給ス尚七月一日ヲ八月三十一日迄ノ間ニ
 七 経営者妻夏ノ場合ハ右ノ条件ヲ無条件ニ引継ガベシ
 八 年試中ノ月給ハ之レヲ支給ス
 九 年試費用トシテ金一封(金手指用)ヲ付ス
 一〇 年試ニ依ル攝性者ハ生ナシ
 以上協定ス
 昭和七年九月五日
 朝日キネマ経営者富士商會

朝日キネマ従業員代表
 朝日キネマ従業員代表
 朝日キネマ従業員代表
 朝日キネマ従業員代表
 朝日キネマ従業員代表
 朝日キネマ従業員代表
 朝日キネマ従業員代表
 朝日キネマ従業員代表
 朝日キネマ従業員代表
 朝日キネマ従業員代表

幸之助
 小林之助
 中島一
 赤坂一
 佐伯一
 小島一
 山田一
 伴右馬



券第 二七三五號
 昭和七年八月二十六日 警視廳監

常務理事
 労働課長 山本達雄 殿
 事務主任 局長 殿

藤沼 在平

活動常設帳和館労働争議ニ関スル件 第二報

發生ハ十三解決九
 使用労働者
 争議参加者
 関係労働組合
 東京映画従業員代表

4209

要旨

一 従業員八月十四日館内ニ争議團本部ヲ設置ス
 二 八月二十日争議團ニ代表會代會議ヲ召集ス
 三 八月二十三日争議團代表會代會議ニ出席ス

標記争議既報後、状況左記ノ通り

一 争議團創設ノ動靜